

当別町 アパート・マンション 引越し応援事業 申請の手引き



当別町
Tobetsu Town



1. 申請について

この助成は、当別町外から町内のアパート・マンションに引越しして新生活を始める単身者の方を対象としています。

申請にあたり条件等がありますので、この手引きを参考に申請準備を進めてください。

1) 補助対象者

・以下のすべての要件を満たす方が、助成の申請を行うことができます。

- (1) 町外から町内のアパート・マンション等に居住（引越し）した単身者であること。
- (2) 入居日から継続して2年以上町内に居住する意思があること。
- (3) 入居するアパート・マンション等の契約期間が2年以上であること。
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護（支援）を受けていないこと。
- (5) 当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年条例第15号）に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。また、暴力団及び暴力団員と関わりを持たない者。
- (6) その他町長が補助対象者として認めた者。

2) アパート・マンション等

・以下に記載された物件については、助成の対象外になりますのでご注意ください。

- (1) 一戸建ての借家
- (2) 公営住宅
- (3) 社員住宅
- (4) 3親等以内の親族が経営するアパート・マンション

※居住するアパート・マンション等が該当になるか不明な場合は、産業振興課までお問合せください。（電話：0133-23-3129 平日：9時～17時）

3) 助成内容

当別町内の加盟店で使用可能な当別町商工会が発行する当別町共通商品券50,000円を申請された住所に簡易書留にて郵送します。

4) 申請方法

①各種様式の入手場所

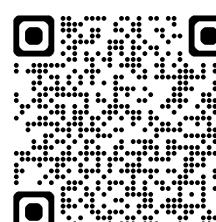
- (1) 当別町経済部産業振興課（役場3階）
- (2) 当別町ホームページ（産業振興課のページ内）
- (3) 当別町商工会（当別アパート組合）



当別町ホームページ
(産業振興課)

②申請時に必要な書類など

- (1) 助成申請書
- (2) 誓約書
- (3) 入居するアパート・マンションの契約書の写し



当別町商工会
ホームページ
(インフォメーション)

※入居日から2か月を経過した場合は
申請できませんのでご注意ください。

2. 申請書類の確認について

申請に必要な書類を用意できたか確認してください。

必要な書類	チェック	備 考
助成申請書	<input type="checkbox"/>	記載漏れの無いよう確認してください。
誓 約 書	<input type="checkbox"/>	記載内容の確認後、申請者ご自身が署名してください。
アパート・マンション契約書	<input type="checkbox"/>	申請者本人の氏名が記載されていることが必要です。

3. 申請書類の提出について

1) 郵送提出の場合

宛先：〒061-0292

当別町白樺町58番地9 当別町役場 経済部産業振興課 宛て

- 簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
- 書類に不備がある場合、修正や再提出を求める場合があります。

2) 窓口持参の場合 午前8時45分～午後5時15分まで（平日のみ）

1. 当別町役場 経済部産業振興課（3階）

住所：〒061-0292 当別町白樺町58番地9

2. 当別町役場 西当別支所（書類の受付のみ対応）

住所：〒061-3776 当別町太美町1470番地4 サツドラ当別太美店内

3) 電子申請の場合（推奨しています）

右に記載しているQRコードを読み込み、
必要事項を入力してください。



4) 申請締切

毎月、月末締めとさせていただきます。

※申請された書類等の確認後、助成を決定した場合は商品券を簡易郵便にて申請時に記載された住所に送付します。

※送付までに約2週間程度かかりますので予めご了承ください。

5) 申請後の留意点

- 申請内容が審査により適当と認められた場合、助成決定通知書が送付されますので、紛失されないようご注意ください。（再交付はできません。）

4. Q & A

Q 1 : 単身者のみ申請が可能となっているが。

町内のアパート・マンションのほとんどは北海道医療大学の学生向け（単身向け）の間取りが多く、2名以上での入居は家族や夫婦であっても生活空間が確保しにくいと考えます。従って、単身者の方のみ対象としています。

Q 2 : 借家は対象外なのはどうしてなのか。

北海道医療大学の北広島市への移転により、町内に居住していた学生が転居する可能性があり、町内アパート・マンション等の空室増加が懸念されます。この空き室を解消していくことが町にとっても重要なことであるため、対象物件はアパート・マンションに限定しています。

Q 3 : 申請時に提出するアパート・マンションの契約書の契約者名は親族でも可能か。

例えば、3月中旬に引越しを予定している方が、3月31日生まれの場合、アパート・マンションの契約はできないことから、親族が契約者となると考えられますので、問題ありません。ただし、入居者の欄に申請者本人の氏名が記載されていることが必要となります。

Q 4 : 2年以上、居住することが条件となっているが、2年以内に転居した場合は？

交付した商品券の額面分を現金で返還していただくことになります。ただし、申請者が何らかの理由で死亡した場合や、病気等で他の市町村に住民登録（転居）したなどの、やむを得ない理由がある場合は、返還を求めません。

Q 5 : 転居の確認はどのように行うのか。

申請時に関係部局やアパート・マンションの所有者への調査及び確認を行う場合があります。Q 4 同様、2年以内に転居する場合はご相談ください。

Q 6 : 入居後、同居する者が生じた場合、返還する必要があるのか。

申請時の入居者（申請者）が居住している場合、返還する必要はありませんがQ 4 のように2年以内に転居した場合は返還していただきます。

Q 7 : 申請してから、商品券を受け取るまでの期間は？

毎月の申請締め切り後、申請内容の確認を行い不備等が無ければ約2週間程で簡易書留にて申請された住所に郵送します。

Q 8 : 現在、就労しており受領する商品券は収入（課税対象）になるのか。

商品券は現金と同様の所得（経済的利益）となる可能性があり、一時所得として所得税の課税対象になると考えられますので、具体的な取扱いは、勤務先の経理担当者や税務署、税理士にご確認ください。

Q 9 : 個人情報の取扱いに不安がある。

申請書やその他提出された書類等は本事業のみで使用され、情報が外部に公開されることはありませんのでご安心ください。

Q 10 : 商品券ではなく現金で支給して欲しい。

生活をするうえで必要な物品等は町内でも購入可能であり、町内店舗をご利用していただきたいことから、現金ではなく商品券をお渡しするものです。お買い物は当別町内の店舗利用をお願いします。

その他、ご質問がある場合は、当別町経済部産業振興課（☎0133-23-3129）までご連絡ください。

参考：「助成申請書」の記載例

別記様式第1号（第5条関係）

当別町アパート・マンション引越応援事業 助成申請書

当別町長 様

申請者 住所 当別町白樺町58番地9
とうべつアパート101号

氏名 当別 太郎
電話番号 ○×○-1234-5678

申請書の提出日（郵送の場合は発送日）を記載してください。

当別町アパート・マンション引越応援事業実施規則第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、申請に際し、居住の有無について関係機関やアパート・マンションの所有者への調査及び確認を行うことに同意します。

記

入居日	年 月 日
入居前住所	
入居理由	就学 <input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>
添付書類	<input type="checkbox"/> 誓約書（別記様式第2号） <input type="checkbox"/> アパート・マンションの賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>

〔氏名〕はアパート・マンションに入居する本人の名前を記載してください。
〔住所〕は居住するアパート・マンション住所を記載してください。
〔電話番号〕は申請者と連絡が取れる番号を記載してください。

〔入居日〕は新たにアパート・マンションで生活を始めた日としてください。

〔入居前住所〕は引越しをする前に居住していた住所を記載してください。

〔入居理由〕は該当する箇所に○を付けてください。また、その他の場合はカッコ内に記載をしてください。

『添付書類』は提出する書類を確認してからチェック団を入れてください。なお、その他は町が提出を求めた場合のみ必要です。

参考：「誓約書」記載例

別記様式第2号（第5条関係）

申請書と同一の日付としてください。

誓約書

年 月 日

当別町長 様

当別町白樺町58番地9

住所 とうべつアパート101号

氏名 当別 太郎

申請書の記載と同一として
ください。

当別町アパート・マンション引越応援事業の助成を受けるにあたり、次のことを誓約します。

1 当別町内のアパート・マンションに入居してから、継続して2年以上居住する意思があります。

なお、当別町に住民登録をしていない場合、その事由は、進学などで一時的に元の住所地を離れる場合又は引っ越した後も、生活の拠点が元の住所地にある場合のいずれかに該当しております。

2 本誓約書提出者自身が入居するものであり、第三者などに又貸しなどを行いません。

また、入居するアパート・マンション所有者は3親等以内ではありません。

3 生活保護法の規定による保護を受けていません。

4 当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）に規定する暴力団及び暴力団員ではありません。また、暴力団及び暴力団員と関わりを持っていません。

5 助成を受けるために提出する書類の記載事項が事実と相違するとき又は当別町アパート・マンション引越応援事業実施規則第7条第1項の規定に該当する場合は、助成された全額について、現金で当別町に返還することに異議ありません。

6 町が申請で得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）並びに当別町が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき、本事業の実施のため利用することに同意します。

7 その他法令及び当別町アパート・マンション引越応援事業実施規則を遵守します。

誓約書に署名をする前に、必ず内容を確認してください。
すべての項目について誓約することができる場合のみ、
署名を行ってください。

参考：賃貸借契約書（申請時に提出する書類）

賃室賃貸借契約書（例）

賃貸人（甲）〇〇〇〇と賃借人（乙）〇〇〇〇との間に
次のとおり賃室賃借契約を締結します。

所在地 石狩郡当別町（地区名）〇〇番地
建物名称 とうべつ〇〇〇〇 2階201号室

申請時に入力（記載）する
住所と違いが無いか確認をしてください。

上記の建物賃借について賃貸人を（甲）とし賃借人を（乙）として下記の様に契約する。

第1条（存続期間）賃貸借存続期間は令和〇年〇月〇日より令和〇年〇月〇日までとする。
（ただし、賃貸料の支払がござる場合は、賃貸料を更新いたしました。）
（賃貸料）賃貸料は1ヶ月金〇〇〇〇〇円とし毎月〇〇〇〇円までに支払うものとします。
（算定）この賃貸料は月〇〇〇〇円とし契約期間による計算とし、この契約と同時に支払う。
（敷金）乙は敷金として金〇〇〇〇〇円を支払う。この敷金は無利息とし契約解除による返却の際に支払いを怠ったとき、またはその弁済にあてることとします。

（改定）賃貸料は令和〇年〇月〇日より令和〇年〇月〇日までとする。

（改定）賃貸料は他の状況、地代、他の状況、地代、改訂することができる。この場合、甲は新しい賃貸料及び値上げ等を考慮して改訂するものとします。

（改定）乙は異議無くこれに応じるものとします。

（滞納）乙が賃貸料の支払いを〇ヶ月以上にわたり延滞したとき、この契約の各項に違反した場合、甲は催告を要しないで建物又は建物の引き渡しを請求できる。

（迷惑行為）乙は建物を原形のまま使用するものとし、甲の承認を受けないで建物又は建物の引き渡しを請求する行為をしてはならない。

（損害行為）乙は賃貸建物内で危険もしくは近隣に迷惑をおぼし、あるいは賃貸建物に損害を与える行為をしてはならない。

（日常経費）電気料、ガス代、水道料、水洗管理料、ごみ処理費、衛生費、清掃費、その他内会の規定等すべて乙が負担する。

（自然解約）天災地変または火災等により建物が滅失するかまたは使用に耐えられなくなるとしたときは、この契約は自然解約される。この場合、甲は乙に敷金を返還する。

（損害賠償）乙の過失により賃貸建物を滅失または損壊したときは、甲に対し損害賠償の責任を負う。この場合、乙は契約を解除されても異議ないものとする。

第11条（契約解除）甲の都合により途中でこの契約を解除する場合は、その6か月前までに書面での解約の意思、その理由、明け渡し期日を乙に通知しなければならない。乙の都合により契約を解除する場合は、自費で建物ならびに雜作物の変更部分を原状に回復する。その施工をしないで明け渡した場合、その物件に対し甲がどのように扱われるかは異議ないものとする。ただし、乙の過失、怠慢により建物および雑作物を毀損し、その価値を減少したときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

第12条（現状回復）乙は賃借建物を明け渡す場合は、直ちに相続人を定めて甲に届け出なければならない。1ヵ月以上たり賃借建物に居住しない場合は、この契約は解除されたものとみなす。
（現状回復料）乙は賃借建物について、賃借権を譲渡、転貸または名目のいかんに關わらず第三者に乙が死亡したときは、直ちに甲に届け出なければならない。1ヵ月以上たり賃借建物に居住する場合は、直ちに甲に届け出なければならない。この契約は解除されたものとみなす。
（現状回復料）乙は賃借建物を譲り受けたときは、甲に届け出なければならない。この契約は解除されたものとみなす。
（現状回復料）乙は賃借建物を転貸する場合は、直ちに甲に届け出なければならない。この契約は解除されたものとみなす。
（現状回復料）乙は賃借建物を譲り受けたときは、甲に届け出なければならない。この契約は解除されたものとみなす。

第13条（強制執行）乙と連帯保証人は、この契約による乙の債務について甲に対しこと連携して支払いの責任を負う。連帯保証人が死亡または他に転居したときは、すみやかに別な連帯保証人を定め甲へ報告しなければならない。
（強制執行）乙と連帯保証人は、この契約で乙が負担する金銭債務不履行の場合は、全財産に対する強制執行を受けても異議のないことを確認し、あらかじめ公正証書作成に必要な委任状、印鑑証明書を契約と同時に甲に交付するものとする。

第14条（管轄裁判所）この契約に関する訴訟を起す場合は、甲の住所を管轄する裁判所を第一裁判所とする。

第15条（特記事項）

正式に契約が締結されているか、
申請者本人が契約しているかを
このまま確認します。

令和〇年〇月〇日

（甲）賃貸人 現住所_____
氏名_____
電話_____
（乙）賃借人 現住所_____
氏名_____
電話_____
連帯保証人 現住所_____
氏名_____
電話_____



当別町役場 経済部 産業振興課
〒061-0292
北海道石狩郡当別町白樺町5 8番地9
電話：0133-23-3129（直通）
FAX：0133-23-3206
メール：shoko@town.tobetsu.hokkaido.jp